

# 表示マーク交付申請時のチェックポイント

(対象物名称: )

記入日: 年 月 日

チェックポイント		確認欄
申請書	表示マーク交付(更新)申請書に必要事項を記入しましたか。 →申請書及び記入例は消防局ホームページでダウンロードできます。 <a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/">http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/</a>	
申請書の添付書類	定期調査報告書の写しを添付しましたか。 →定期調査報告書については, 裏面参照 →調査において不備事項があったときは, 是正状況を示す資料(様式自由)を添付してください。	
交付資格	旅館業の許可を受けていますか。	
防火管理	防火管理者は, 再講習を5年ごとに受講していますか。 →収容人員300人以上の旅館等が対象となります。	
	防火対象物の点検は, 年1回以上実施していますか。 →収容人員300人以上, 又は, 特定1階段対象物の旅館等が対象となります。	
消防訓練	消火訓練, 避難訓練は年2回以上実施していますか。 →実施日, 内容を記録しておくことが必要です。	
	消防職員の立会いによる, マニュアル検証訓練は年1回以上実施していますか。(平成27年度以降審査の対象となります。)	
消防用設備等	宿泊棟には, 全て消火器が設置されていますか。	
	宿泊棟には, 全て自動火災報知設備が設置されていますか。(平成27年度以降審査の対象となります。)	
	消防用設備等の点検は, 半年ごとに実施していますか。 →点検において不備事項があったときは, 是正状況を示す資料を添付してください。	
危険物施設等	危険物施設の定期点検は, 年1回以上実施していますか。 →点検記録は3年間保存することが必要です。	
建築構造等	主要構造部, たて穴区画, 階段は, 現行基準に適合していますか。	

# 定期調査報告について

表示マークの交付申請書には、次により、定期調査結果報告書の写し等の添付が必要となります。

## 1 建築基準法（第12条第1項）による定期調査報告の義務を有する建築物

（添付書類）

- ① 京都市長（都市計画局）に報告した定期調査報告書の写し（コピー）
  - ・ **（第一面）～（第四面）**及び「**調査結果表**」を添付してください。
  - ・ 平成22年10月1日以降に、新築又は全部の改築により、建築基準法令による検査済証の交付を受けた建築物で、平成25年の定期調査報告が免除されているものは、当該検査済証を添付することにより、定期調査報告書の写しの添付は省略することができます。
- ② ①における不備事項の是正状況が確認できる資料
  - ・ 特に様式に定めはありません。是正状況の写真、改善完了報告書の写し等を添付してください。

## 2 1以外の建築物のうち、利用者が宿泊する建築物（延べ面積500平方メートル以下）

（添付書類）

- ① 建築物調査結果報告書【京都市消防局で定める様式です。】
  - ・ 建築士等の資格者に調査を依頼し、調査した結果を添付してください。
- ② ①における不備事項の是正状況が確認できる資料
  - ・ 特に様式に定めはありません。是正状況の写真、改善完了報告書の写し等を添付してください。

## 3 利用者が宿泊することがない建築物

定期調査報告書等の添付は必要ありません。

【建築物調査結果報告書を依頼する際の留意事項】

### 1 調査項目及び様式

建築物調査結果報告書のとおりです。（定期調査報告書の様式でも構いません。）

### 2 調査の依頼先

まずは、出入りの建築業者や知り合いの建築士等に御相談ください。

依頼先がわからないときは、京都市都市計画局（建築安全推進課：075-222-3613）にお問い合わせください。

### 3 調査の期間

3年ごとに調査が必要となります。

### 4 新築建築物等の特例

平成22年10月1日以降に、新築又は全部の改築により、建築基準法令による検査済証の交付を受けた建築物は、当該検査済証を添付することにより、建築物調査結果報告書の添付は省略することができます。

### 5 留意事項

調査の実施は、表示マークの交付申請のために必要となりますが、表示マークの交付を希望しないときには、実施しなくても差し支えないものです。

また、調査を実施した結果、不備事項が確認されたときは、当該不備事項を改修しなければ表示マークの交付申請はできません。

なお、京都市長（都市計画局）への報告は必要ありません。

【定期調査報告とは】

「定期調査報告」は、建築基準法（第12条第1項）に基づき、建築構造等について、京都市においては、3年ごとに建築士等の資格者に依頼して調査を実施し、結果を京都市長（都市計画局）に報告する制度です。旅館、ホテル等の場合、500平方メートルを超える場合に必要となります。